

(様式 1-3)

相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	4	事業名	地域水泳プール施設整備事業	事業番号	B-1-1
交付団体	相馬市	事業実施主体	相馬市		
総交付対象事業費	974,305	(千円)	全体事業費	974,305	(千円)

事業概要

○事業の概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、市内に居住していた子育て世帯を中心に、市外へ避難した方が多数いるほか、また、自主的な避難を希望してはいるものの、経済的理由などにより、やむを得ず市内で居住している方や、市内で居住している方でも、常に放射能への不安を抱えながら生活している住民が多数いる。

このような状況を踏まえ、市内の学校、幼稚園などでは、保護者の放射能への不安から、屋外での体育を自粛しているほか、放課後や休日でも、屋外活動を自粛している状況ではあったが、本市では、放射能への不安解消のため、各種検診や放射線量測定を継続的に実施し、また運動の機会を増やすため、学校や公園など除染作業を進めてきた。

さらに、本市では、第 1 回、第 4 回及び第 7 回の事業計画により、市西部、中部、東部の市内 12 公園の遊具更新事業を実施することにより、遊具更新事業実施済みの公園については、事業実施前と比較して利用者が増えてきているなど、徐々にではあるが子どもたちの運動機会の確保や体力の向上が図られるようになっている。

しかしながら、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能による健康被害への不安や、小学校のプールや市内運動施設が震災の被害を受けて使用不能となっていること、また、震災により今なお海水浴ができない状況が続いていることなどから、いまだ運動機会の確保が十分とはいえない状況となっている。

そのため、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射能への不安を抱えながら生活している子育て世帯等が、本市で安心して定住できる環境を整備するとともに、本市の子どもたちの原発事故前以上の体力向上を早急に図る必要があるため、放射能を気にせず体力向上に繋がる全身運動である水泳活動が長期間できる屋内地域水泳プールを整備する。

【実施箇所】

相馬市中村字桜ヶ丘 54-2、56-2、56-3、56-4、56-5

計 3,068.12 m²

【整備内容】

施設名：相馬市民プール(仮称)

施設内容：プール 建築面積約 2,000 m²(25m×8 コース、幼児プール、更衣室、事務室等)

※詳細は別添資料のとおり

事業量：基本・実施設計業務委託、地質調査業務委託、建設(建築、電気設備、機械設備)工事

事業着手：平成 27 年 7 月

事業完了：平成 28 年 3 月予定

【事業目標】

各小学校で実施する体力テストにおいて、原発事故以前の水準までの回復を目指すとともに、体重増加に歯止めをかけることを目標とする。

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性(実施要綱第 4 の 4 の一)

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 3 章-第 3 節 子育て環境の整備

急速な少子化社会に対応した、各種子育て支援サービスの充実を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めることと位置付けられている。

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 4 章-第 10 節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、健康で豊かな生活が送れるスポーツ環境づくりを目指し、スポーツ・レクリエーション振興体制の確立を図ること。また各種大会の開催機会の充実、競技スポーツの振興、指導者の育成、各種スポーツ施設の利活用に努めることと位置付けられている。

〔相馬市復興計画 Ver2.2〕第8章-第1節-第5項 市民屋内プールの建設

子どもたちの東京電力福島第一原子力発電所の事故前以上の体力向上を図るため、市民屋内プール整備をすることと位置付けられている。

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（実施要綱第4の1）

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により相馬市を離れている子育て世代の人数は、把握できているだけでも平成24年10月時点においては1,204人（相馬市市民課・社会福祉課調べ）で、全住民（37,817人：H22国勢調査）に対する割合は3.18%であり、また平成27年4月時点では2,674人（相馬市市民課・全国避難者情報システム調べ）に増加しており、全住民に対する割合は7.07%となっている。また、把握した避難者以外にも、市で把握できていない避難者も多くいることが想定される。

【参考】平成24年10月時点の避難者数：3,202人、平成27年4月時点の避難者数：4,248人

また、相馬市の平成22年10月の国勢調査と平成26年10月を比較した人口減少率は6.20パーセントとなっており、うち15歳未満の子どもにあつては11.30パーセントも減少しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故さえなければ転出しなかった子育て世代が放射能への不安からやむを得ず転出した結果、本市の高齢化率が25パーセントを超えてしまい、将来を担う若い世代が極端に減少することが推計され、地域の活力が失われる恐れがある。

上記のような原因により、人口流出となっており、その影響により、市内小売業においては、子どもが消費する生活用品（菓子類など）の売り上げが減少するなど、市内経済にも悪影響が出ている。

農業においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響により、本市全域において農産物の出荷への悪影響が大きく、事故前と比べ50%程度の販売実績しかない作物もあり、「作っても売れないため相馬では生活できない」と市外への避難を決断する世帯も多い。

水産業については壊滅的で、東京電力福島第一原子力発電所の事故により操業をすべて自粛しており、本来年間50億円以上の水揚げがある漁業が、事故後4年間も水揚げ金額が皆無であり、今後の見通しも見えないため、これを契機に漁業から離れ、市外での転職を模索する人も出てきており、本市経済にとって大打撃となっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（実施要綱第4の1）

東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線物質拡散に対する不安などから、保護者等が子ども達を屋外で遊ばせることを自粛していたことや、震災により使用不能となったプールや運動施設の復旧ができていないこと、また、市民の体力向上に寄与していた海水浴場についても、事故後4年経過した今日においてもいまだ再開の見通しも立っていないこと等から、体力低下や肥満児童増加の傾向が見られる。このため、放射能を気にせず長期間、天候に左右されず子どもが安心して運動できる環境を整え、早急に体力低下や肥満を解消できるよう、本事業により屋内型地域水泳プール施設の整備を実施する必要がある。

また、子どもたちのPTSD（心的外傷後ストレス障害）については、子どもたちへの東京電力福島第一原子力発電所の事故による急激な環境変化に対する精神的ダメージに加え、保護者への精神的ダメージが見られることや、震災から5年目を迎えた現状において、放射能への不安に起因する遅発性のPTSDの発生が懸念されることから、不安払拭のための継続した取り組みが必要となっている。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（実施要綱第4の4の二①）

本市においては、地震により市内全域においてプールや屋内運動施設に被害が生じているため、子どもたちをはじめとする全市民の運動活動の場が狭められているとともに、保護者が、放射能への不安から屋外（校庭、公園等）での運動に強い不安を感じており、屋外活動が自粛されていた。

市内保育所、幼稚園、小学校においても、保護者から屋外活動を制限してほしい旨、強い要望があり、特に保育園では平成24年8月までは屋外での運動をしておらず、子どもたちの運動の機会が失われていた。

さらに、子どものための屋内運動設備がなければ安心して子育てが出来ないという市民の声が多数寄せられ、また、市議会においても、3度にわたり一般質問で取り上げられた。

また、保護者による放射能への不安により、屋外市民プールの利用についても、平成22年度と比較すると平成26年度においては43%の減少となっている。

その影響のため、運動機会の確保が不十分であり、その結果、各学校で実施している児童・生徒の身体測定結果では、体重がすべての学年で、全国平均を上回っている。小学生では4年男子(1.5kg)、5年女子(2.4kg)、6年女子(1.9kg)。中学生では2年男子(2.8kg)、2年女子(1.9kg)の体重増加が著しく、顕著な傾向が見られる。

これとあわせて、原発事故前と原発事故後に実施した体力テストの結果を見ると、体力テスト8項目中、走力、敏捷性などの5項目については、以前として低下がしており、全国平均と比較してもすべての項目が劣っている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第4の4の二①）

市内の小学校におけるプール施設10校の状況については、震災により損傷が激しく使用不能の状態であるプールが2校となっている。その2施設については、簡易プールのため災害復旧が適用されず、また財源も確保できないため、やむを得ず解体した。

また、他学校のプール施設8校については、2校以外はすべて簡易プールであり、かつ震災の影響と老朽化により損傷が著しいものではあるが、改築する財源もなく、応急修理が可能であったため、かろうじて使用できる状態ではあるが、各学校における水泳授業には支障をきたしている。

このような状況のため、特にプールがない市内中心部の中村第一小学校と桜丘小学校の2校については、既存の市営市民プールにおいてプール授業を実施しているところであるが、屋外型のため、通常の7月・8月の期間しか利用ができず、また2校が使うため利用が制限され、かつ一般市民も使用することから、水泳の授業については、計画の約3割しか実施できていない状況である。また、中村第一中学校（生徒数：434人）と向陽中学校（生徒数：387人）については、学校にプール施設がなく、市民プールでの授業についても、市として小学生の授業時間を優先的に確保する方針から、プールの授業ができない状況である。

さらに、本市では、沿岸部に位置することから海水浴による体力の維持もあったが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による海水浴場の遊泳禁止措置により、水泳を行う場がない状態となっている。

プール施設以外についても、被災し使用不能となった屋内運動施設の4施設のうち川沼体育館とポートセンター体育館の2施設が、未だ復旧ができておらず、市内における運動施設は総じて不足している状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二①）

東日本大震災により、市内中心部における2つの小学校のプール施設が未だ復旧できていないことから、中村第一小学校（生徒数：356人）、桜丘小学校（生徒数：493人）、中村第一中学校（生徒数：434人）及び向陽中学校（生徒数：387人）の生徒が、放射能の影響を気にせずプール授業数を確保できるよう、屋外プールより長い期間、天候に左右されず使用できる屋内型地域水泳プールを整備することは効率的なものである。なお、運営開始後における維持管理費用も考慮した中で、よりランニングコストを軽減した施設とするため、水温、気温調整等に自然風光を利用する方式を採用するものとする。

特に、屋根の部材については、ガラス素材等を採用することにより、自然光を導入し、温室効果によって室内温度を上げる方式とし、真夏期などにおいては逆に室内温度調整を行う必要があるため、屋根を開閉式の施設とすることで、室温及び水温を長期間保持することができ、5月から10月までの約5ヶ月間の利用を可能とし、さらに屋内型であるため、天候に左右されず常に良好な状態で利用ができる施設とする。

既存の市民プールでは、夏休みを除く約1ヶ月の間で授業数60コマ、1学年を1グループとする6グループ分の授業しか確保できなかったが、本事業で整備する施設を利用した場合、93日間の授業数241コマ、24グループ分の授業が確保でき、授業で、延べ16,680人の利用が可能となる。

また、市内の中心部には、保育園や幼稚園等の未就学児900人も居住しており、小中学校の授業時間外で一般開放する際にはこれら未就学児の利用も想定されるほか、本市のみならず、相馬地方における広域での利用も想定している。

さらに、施設設置についても、当該施設整備予定地は、市所有の土地であり土地に関する経費が不要なこと、かつ早期着工が可能であり、土地使用に関する事前協議が不要である。

また、地域水泳プール施設整備後については、清掃や遊泳時の監視体制などを整え、市民が、安心・安全に利用しやすい施設となるよう、維持管理体制を整えるため、電気・水道代のほか、施設の受付及び遊泳時の監視や循環浄化装置管理及び水質検査業務の雇用に要する費用として、市単費で年間2,000万円の支出を想定している。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（実施要綱第４の４の二②）

整備予定の地域水泳プール施設は、市内中心部に位置しており、国道６号、国道１１５号等からのアクセスも容易であり、駐車場の整備も予定していることから、保護者等親子連れで利用する際にアクセスが容易である。

加えて市内中心部に位置しており、児童・生徒が単独で利用することも可能であり、より効果的な活用が図られるものになっている。

なお、主な目的として相馬市児童生徒の学校授業の水泳場所であることに加え、授業時間以外においての有効活用策として、児童生徒のみならず、幼児、児童生徒の保護者と一緒に利活用し、健康増進の場としても最大限活用していきたいと考えている。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第４の４の二③）

現段階においては、施設整備後、以下のメニューにより体力向上の取り組みを実施する予定である。

- ・水泳インストラクターによる水泳教室を開催
- ・専門指導員による、幼児を対象とした教室の開催
- ・各学校における水泳授業の実施

【効果の検証方法】

①体重測定における全国平均結果との比較検証

身体測定において、体重増加傾向が見られることから、継続的に全国平均値との比較を行い検証する。

②体力テストにおける全国平均結果との比較検証

体力テストにおいて、多くの項目が全国平均値を下回っている現状であり、上記と同様に検証を行う。

③プール活動における定期的なタイム測定

プール活動において、定期的にタイム測定を行い比較することで検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 27 年 10 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	5	事業名	地域水泳プール施設整備事業（外構工事）	事業番号	◆B-1-1-1
交付団体	相馬市	事業実施主体	相馬市		
総交付対象事業費	58,727	（千円）	全体事業費	58,727	（千円）

事業概要

○事業の概要

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、市内に居住していた子育て世帯を中心に、市外へ避難した方が多数いるほか、また、自主的な避難を希望してはいるものの、経済的理由などにより、やむを得ず市内で居住している方や、市内で居住している方でも、常に放射能への不安を抱えながら生活している住民が多数いる。

このような状況を踏まえ、市内の学校、幼稚園などでは、保護者の放射能への不安から、屋外での体育を自粛しているほか、放課後や休日でも、屋外活動を自粛している状況ではあったが、本市では、放射能への不安解消のため、各種検診や放射線量測定を継続的に実施し、また運動の機会を増やすため、学校や公園など除染作業を進めてきた。

さらに、本市では、第 1 回、第 4 回及び第 7 回の事業計画により、市西部、中部、東部の市内 12 公園の遊具更新事業を実施することにより、遊具更新事業実施済みの公園については、事業実施前と比較して利用者が増えてきているなど、徐々にではあるが子どもたちの運動機会の確保や体力の向上が図られるようになっている。

しかしながら、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射能による健康被害への不安や、小学校のプールや市内運動施設が震災の被害を受けて使用不能となっていること、また、震災により今なお海水浴ができない状況が続いていることなどから、いまだ運動機会の確保が十分とはいえない状況となっている。

そのため、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、放射能への不安を抱えながら生活している子育て世帯等が、本市で安心して定住できる環境を整備するとともに、本市の子どもたちの原発事故前以上の体力向上を早急に図る必要があるため、放射能を気にせず体力向上に繋がる全身運動である水泳活動が長期間できる屋内地域水泳プールを整備する。

【実施箇所】

相馬市中村字桜ヶ丘 54-2、56-2、56-3、56-4、56-5

計 3,068.12 m²

【整備内容】

施設名：相馬市民プール（仮称）外構工事

事業内容：外構工事（駐車場整備、フェンス設置、その他（植栽、駐輪場等））

事業量：本工事

事業着手：平成 27 年 12 月

事業完了：平成 28 年 3 月予定

○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 3 章-第 3 節 子育て環境の整備

急速な少子化社会に対応した、各種子育て支援サービスの充実を図ることにより、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備に努めることと位置付けられている。

〔相馬市総合計画〕第 3 編-第 4 章-第 10 節 スポーツ・レクリエーション活動の充実

市民が気軽にスポーツ活動に参加でき、健康で豊かな生活が送れるスポーツ環境づくりを目指し、スポーツ・レクリエーション振興体制の確立を図ること。また各種大会の開催機会の充実、競技スポーツの振興、指導者の育成、各種スポーツ施設の利活用に努めることと位置付けられている。

〔相馬市復興計画 Ver2.2〕第 8 章-第 1 節-第 5 項 市民屋内プールの建設

子どもたちの東京電力福島第一原子力発電所の事故前以上の体力向上を図るため、市民屋内プール整備をすることと位置付けられている。

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）

東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により相馬市を離れている子育て世代の人数は、把握できているだけでも平成24年10月時点においては1,204人（相馬市市民課・社会福祉課調べ）で、全住民（37,817人：H22国勢調査）に対する割合は3.18%であり、また平成27年4月時点では2,674人（相馬市市民課・全国避難者情報システム調べ）に増加しており、全住民に対する割合は7.07%となっている。また、把握した避難者以外にも、市で把握できていない避難者も多くいることが想定される。

【参考】平成24年10月時点の避難者数：3,202人、平成27年4月時点の避難者数：4,248人

また、相馬市の平成22年10月の国勢調査と平成26年10月を比較した人口減少率は6.20パーセントとなっており、うち15歳未満の子どもにあっては11.30パーセントも減少しており、東京電力福島第一原子力発電所の事故さえなければ転出しなかった子育て世代が放射能への不安からやむを得ず転出した結果、本市の高齢化率が25パーセントを超えてしまい、将来を担う若い世代が極端に減少することが推計され、地域の活力が失われる恐れがある。

上記のような原因により、人口流出となっており、その影響により、市内小売業においては、子どもが消費する生活用品（菓子類など）の売り上げが減少するなど、市内経済にも悪影響が出ている。

農業においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響により、本市全域において農産物の出荷への悪影響が大きく、事故前と比べ50%程度の販売実績しかない作物もあり、「作っても売れないため相馬では生活できない」と市外への避難を決断する世帯も多い。

水産業については壊滅的で、東京電力福島第一原子力発電所の事故により操業をすべて自粛しており、本来年間50億円以上の水揚げがある漁業が、事故後4年間も水揚げ金額が皆無であり、今後の見通しも見えないため、これを契機に漁業から離れ、市外での転職を模索する人も出てきており、本市経済にとって大打撃となっている。

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

今回、運動機会の確保を図り、子どもたちの体力向上に資するため基幹事業で整備するプールについては、学校授業を始めとして、休日などにも多くの子どもが利用する施設である。

そのため、今回効果促進事業として実施する駐車場や駐輪場等の外構整備は、利用者にとって利便性、活用性の向上ため必要不可欠な機能である。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

本市においては、地震により市内全域においてプールや屋内運動施設に被害が生じているため、子どもたちをはじめとする全市民の運動活動の場が狭められているとともに、保護者が、放射能への不安から屋外（校庭、公園等）での運動に強い不安を感じており、屋外活動が自粛されていた。

市内保育所、幼稚園、小学校においても、保護者から屋外活動を制限してほしい旨、強い要望があり、特に保育園では平成24年8月までは屋外での運動をしておらず、子どもたちの運動の機会が失われていた。

さらに、子どものための屋内運動設備がなければ安心して子育てが出来ないという市民の声が多数寄せられ、また、市議会においても、3度にわたり一般質問で取り上げられた。

また、保護者による放射能への不安により、屋外市民プールの利用についても、平成22年度と比較すると平成26年度においては43%の減少となっている。

その影響のため、運動機会の確保が不十分であり、その結果、各学校で実施している児童・生徒の身体測定結果では、体重がすべての学年で、全国平均を上回っている。小学生では4年男子（1.5kg）、5年女子（2.4kg）、6年女子（1.9kg）。中学生では2年男子（2.8kg）、2年女子（1.9kg）の体重増加が著しく、顕著な傾向が見られる。

これとあわせて、原発事故前と原発事故後に実施した体力テストの結果を見ると、体力テスト8項目中、走力、敏捷性などの5項目については、以前として低下がしており、全国平均と比較してもすべての項目が劣っている。

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

市内の小学校におけるプール施設10校の状況については、震災により損傷が激しく使用不能の状態であるプールが2校となっている。その2施設については、簡易プールのため災害復旧が適用されず、また財源も確保できないため、やむを得ず解体した。

また、他学校のプール施設8校については、2校以外はすべて簡易プールであり、かつ震災の影響と老朽化により損傷が著しいものではあるが、改築する財源もなく、応急修理が可能であったため、かろうじて使用できる状態ではあるが、各学校における水泳授業には支障をきたしている。

このような状況のため、特にプールがない市内中心部の中村第一小学校と桜丘小学校の2校については、既存の市営市民プールにおいてプール授業を実施しているところであるが、屋外型のため、通常の7月・8月の期間しか利用ができず、また2校が使うため利用が制限され、かつ一般市民も使用することから、水泳の授業については、計画の約3割しか実施できていない状況である。また、中村第一中学校（生徒数：434人）と向陽中学校（生徒数：387人）については、学校にプール施設がなく、市民プールでの授業についても、市として小学生の授業時間を優先的に確保する方針から、プールの授業ができない状況である。

さらに、本市では、沿岸部に位置することから海水浴による体力の維持もあったが、東京電力福島第一原子力発電所の事故による海水浴場の遊泳禁止措置により、水泳を行う場がない状態となっている。

プール施設以外についても、被災し使用不能となった屋内運動施設の4施設のうち川沼体育館とポートセンター体育館の2施設が、未だ復旧ができておらず、市内における運動施設は総じて不足している状況である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

当該場所は、市内中心部に位置しており、国道6号、国道115号等のからのアクセスも容易であり、市内全域の市民により利活用が図られる。

そのような中で、保護者等が自家用車で送迎のための駐車場用スペースと子どもが自分たちで来るための駐輪場が必要となる。

本事業における駐車場等の整備については、最大利用想定人数100名分の駐車スペース等が必要となる。このため、最大70名（1台に2名ずつ乗車してくると想定）が車で来場すると想定し、駐車場を35台分整備する。また、自転車での来場者を20名と想定し、駐輪場を20台分整備する。また、当該施設建設地は、市街地に位置していることから、残りの10名は徒歩での来館を想定している。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

今回、運動機会の確保を図り、子どもたちの体力向上に資するため基幹事業で整備するプールについては、中村第一小学校、桜丘小学校、中村第一中学校及び向陽中学校の生徒が水泳授業として活用できるようにする施設であり、かつ幼児から高齢者までの幅広い年齢層や相馬市のみならず市外から広く利用が見込まれるものと考えられる。

基幹事業で整備するプールについては、上記のように広域的な活用が見込まれるが、多くの方の移動手段としては、送迎バスや保護者等が運転する自家用車、児童生徒が利用する自転車为主なものであり、その受け入れのための施設整備を実施することが広域的な活用のためには必要不可欠である。

については、広域的な利用者の利便性、活用性が向上するため、駐車場等の外構工事を実施する必要があると考える。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

現段階においては、施設整備後、以下のメニューにより体力向上の取り組みを実施する予定である。

- ・水泳インストラクターによる水泳教室を開催
- ・専門指導員による、幼児を対象とした教室の開催
- ・各学校における水泳授業の実施

【効果の検証方法】

①体重測定における全国平均結果との比較検証

身体測定において、体重増加傾向が見られることから、継続的に全国平均値との比較を行い検証する。

②体力テストにおける全国平均結果との比較検証

体力テストにおいて、多くの項目が全国平均値を下回っている現状であり、上記と同様に検証を行う。

③プール活動における定期的なタイム測定

プール活動において、定期的にタイム測定を行い比較することで検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業

事業番号	B-1-1
事業名	地域水泳プール施設整備事業
交付団体	相馬市
基幹事業との関連性	
今回整備する外構（駐車場整備、フェンス設置、その他（植栽、駐輪場等）については、プール施設の機能として、必要不可欠な施設であると考えております。 来場者が車で来る際の入り口、駐車スペース、危険防止のためのフェンスは、プール施設整備と同時期に実施する必要があるため、今回基幹事業と関連して事業を実施するものであります。	